

事務連絡  
平成29年3月7日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成29年度における平成28年熊本地震で被災した被保険者の  
利用料の免除に関する取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の介護サービス事業所等における取扱いについては、「平成28年熊本地震で被災した被保険者の利用料等の介護サービス事業所等の取扱いについて（その2）」（平成28年7月22日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「7月事務連絡」という。）において、お示してきたところです。

今般、平成29年度における利用料の免除の取扱いについては、下記のとおりとしますので、貴管内市町村及び関係団体において、適切な取扱いがなされるようご配慮をお願いいたします。

また、今般の取扱いについての説明の資料（チラシ）を別添のとおり作成しましたので、貴管内市町村に対し適宜周知を図っていただくとともに、被保険者や介護サービス事業者などの関係者への周知、広報にご活用くださいますようお願いいたします。

記

1 利用料の減免の取扱いについて

7月事務連絡において、平成28年10月1日からの介護サービスについては、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したもののみ、窓口で利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いを平成29年9月30日までの介護サービス分まで引続き継続すること。

## 2 利用料免除証明書の取扱いについて

現在、熊本県内の市町村が発行している免除証明書の有効期限は、「平成29年2月28日まで」と印字されているものがあるが、熊本県内の全市町村が利用料の免除を平成29年9月30日まで延長する予定であるため、平成29年3月以降も、引き続き使用可能なものとして取り扱うこと。これにより、市町村によって免除証明書の有効期限が「平成29年9月30日まで」に更新されているものと「平成29年2月28日まで」のものが混在する可能性があるが、熊本県内市町村の免除証明書であれば平成29年2月28日の有効期限であっても使用可能であることに留意すること。

なお、平成29年10月1日以降の免除証明書の取扱い等については、別途通知する予定であること。